

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岡山県
3. 市区町村名	倉敷市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kurashiki.okayama.jp/24065.htm

執行機関名 倉敷市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	倉敷市営都市計画住宅条例(平成9年条例第28号)第2条第2項の規定により倉敷市営住宅条例(平成9年条例第25号)第6条の規定を準用して入居させる者に係る都市計画住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第54号)別表第1 第2の項 倉敷市営都市計画住宅条例(平成9年条例第28号)第2条第2項の規定により倉敷市営住宅条例(平成9年条例第25号)第6条の規定を準用して入居させる者に係る都市計画住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和26年法律第193号)第一条	倉敷市営都市計画住宅条例(平成9年条例第28号)第2条第2項 倉敷市営住宅条例(平成9年条例第25号)第6条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、<u>国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>倉敷市営都市計画住宅条例(平成9年条例第28号) 第2条 都市計画住宅に入居することができる者は、事業の施行区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条第2項に規定する施行区域をいう。)内に居住する者で、事業の施行に伴い住宅を失うこと等のため住宅に困窮することとなるものとする。 2 市長は、前項の規定にかかわらず、同項に定める者が都市計画住宅に入居せず、又は居住しなくなった場合においては、<u>倉敷市営住宅条例(平成9年条例第25号)第6条の規定を準用し、現に住宅に困窮していることが明らかな者を都市計画住宅に入居させることができる。</u></p> <p>倉敷市営住宅条例(平成9年条例第25号) 第6条 市営住宅に入居することができる者は、市内に住所若しくは勤務場所を有する者又は新たに市内に居住することが必要と認められる者で、次の各号(老人、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として別表第1に定める者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。次条第2項において「老人等」という。))にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第29条第1項に規定する居住制限者にあつては第3号及び第4号)のいずれの条件をも具備するものでなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。 (2) <u>その者の収入が、別表第2の左欄に掲げる場合に应じ、それぞれ同表右欄に掲げる金額を超えないこと。</u> (3) <u>現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</u> (4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 (5) 規則で定める収入金を滞納していない者であること。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>倉敷市営都市計画住宅条例(平成9年条例第28号) 倉敷市営住宅等の管理に関する規則(平成9年規則第63号) 倉敷市営住宅条例(平成9年条例第25号)</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号	倉敷市営都市計画住宅条例第3条
②事務の内容	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第十六条第一項又は第二十八條第二項の家賃の決定に関する事務	倉敷市営都市計画住宅条例による家賃の決定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 イ	倉敷市営都市計画住宅条例第3条 倉敷市営住宅条例第16条、第2条第4号及び第17条 公営住宅法施行令第1条第3号ニ 公営住宅法施行規則第8条 所得税法第2条第1項第28号及び第29号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅法第二条第二号の公営住宅の入居者又は同居者(以下この条において「公営住宅入居者等」という。)に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ロ	倉敷市営都市計画住宅条例第3条 倉敷市営住宅条例第16条、第2条第4号及び第17条 公営住宅法施行令第1条第3号ニ 公営住宅法施行規則第8条 所得税法第2条第1項第28号及び第29号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ハ	倉敷市営都市計画住宅条例第3条 倉敷市営住宅条例第16条、第2条第4号及び第17条 公営住宅法施行令第1条第3号 公営住宅法施行規則第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号ニ	倉敷市営都市計画住宅条例第3条 倉敷市営住宅条例第16条、第2条第4号及び第17条 公営住宅法施行令第1条第3号イ、ロ及びハ 公営住宅法施行規則第8条 所得税法第2条第1項第33号、第33号の2、第34号及び第34号の4
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号	倉敷市営都市計画住宅条例第8条
②事務の内容	公営住宅法第十六条第四項(同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	倉敷市営都市計画住宅条例による家賃若しくは金銭又は敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号イ	倉敷市営都市計画住宅条例第8条 倉敷市営住宅条例第16条、第2条第4号及び第17条 公営住宅法施行令第1条第3号ニ 公営住宅法施行規則第8条 所得税法第2条第1項第28号及び第29号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅法第二条第二号の公営住宅の入居者又は同居者(以下この条において「公営住宅入居者等」という。)に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号ロ	倉敷市営都市計画住宅条例第8条 倉敷市営住宅条例第16条、第2条第4号及び第17条 公営住宅法施行令第1条第3号ニ 公営住宅法施行規則第8条 所得税法第2条第1項第28号及び第29号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事

③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ハ	倉敷市営都市計画住宅条例第8条 倉敷市営住宅条例第2条第4号 公営住宅法施行令第1条第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ニ	倉敷市営都市計画住宅条例第8条 倉敷市営住宅条例第16条、第2条第4号及び第17条 公営住宅法施行令第1条第3号イ、ロ及びハ 公営住宅法施行規則第8条 所得税法第2条第1項第33号、第33号の2、第34号及び第34号の4
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	倉敷市営都市計画住宅条例第2条第2項 倉敷市営住宅条例第6条
②事務の内容	公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務	倉敷市営都市計画住宅条例による入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	倉敷市営都市計画住宅条例第2条第2項 倉敷市営住宅条例第6条及び別表第1
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等

③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 イ	倉敷市営都市計画住宅条例第2条第2項 倉敷市営住宅条例第6条、別表第1及び別表第2 公営住宅法施行令第1条第3号ニ 公営住宅法施行規則第8条 所得税法第2条第1項第28号及び第29号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅法第二条第二号の公営住宅の入居者又は同居者(以下この条において「公営住宅入居者等」という。)に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ロ	倉敷市営都市計画住宅条例第2条第2項 倉敷市営住宅条例第6条、別表第1及び別表第2 公営住宅法施行令第1条第3号ニ 公営住宅法施行規則第8条 所得税法第2条第1項第28号及び第29号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ハ	倉敷市営都市計画住宅条例第2条第2項 倉敷市営住宅条例第6条及び別表第2 公営住宅法施行令第1条第3号 公営住宅法施行規則第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報5		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号ニ	倉敷市営都市計画住宅条例第2条第2項 倉敷市営住宅条例第6条 公営住宅法施行令第1条第3号イ、ロ及びハ 公営住宅法施行規則第8条 所得税法第2条第1項第33号、第33号の2、第34号及び第34号の4
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第14条
②事務の内容	公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	倉敷市営都市計画住宅条例第20条において準用する倉敷市営住宅条例第14条による事業主体の承認(同居の承認)の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第14条、第6条及び別表第1 倉敷市営住宅等の管理に関する規則第14条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号イ	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第14条、第6条、別表第1及び別表第2 倉敷市営住宅等の管理に関する規則第14条 公営住宅法施行令第1条第3号ニ 公営住宅法施行規則第8条 所得税法第2条第1項第28号及び第29号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅法第二条第二号の公営住宅の入居者又は同居者(以下この条において「公営住宅入居者等」という。)に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 ロ	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第14条、第6条、別表第1及び別表第2 倉敷市営住宅等の管理に関する規則第14条 公営住宅法施行令第1条第3号ニ 公営住宅法施行規則第8条 所得税法第2条第1項第28号及び第29号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 ハ	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第14条、第6条、別表第1及び別表第2 倉敷市営住宅等の管理に関する規則第14条 公営住宅法施行令第1条第3号 公営住宅法施行規則第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 ニ	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第14条 倉敷市営住宅等の管理に関する規則第14条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第15条
②事務の内容	公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	倉敷市営都市計画住宅条例第20条において準用する倉敷市営住宅条例第15条による事業主体の承認(入居の承認)の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第15条及び別表第1 倉敷市営住宅等の管理に関する規則第16条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 イ	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第15条及び別表第1 倉敷市営住宅等の管理に関する規則第16条 公営住宅法施行令第1条第3号ニ及び第9条 公営住宅法施行規則第8条 所得税法第2条第1項第28号及び第29号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅法第二条第二号の公営住宅の入居者又は同居者(以下この条において「公営住宅入居者等」という。)に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 ロ	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第15条及び別表第1 倉敷市営住宅等の管理に関する規則第16条 公営住宅法施行令第1条第3号ニ及び第9条 公営住宅法施行規則第8条 所得税法第2条第1項第28号及び第29号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 ハ	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第15条及び別表第2 倉敷市営住宅等の管理に関する規則第16条 公営住宅法施行令第1条第3号及び第9条 公営住宅法施行規則第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 ニ	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第15条及び別表第1 倉敷市営住宅等の管理に関する規則第16条 公営住宅法施行令第1条第3号イ、ロ、ハ及び第9条 公営住宅法施行規則第8条 所得税法第2条第1項第33号、第33号の2、第34号及び第34号の4
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務6	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 7 号	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第34条
②事務の内容	公営住宅法第二十九条第一項の明渡しの請求に関する事務	倉敷市営都市計画住宅条例による収入超過者に対する明渡しの請求に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 7 号 イ	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第34条及び第31条 公営住宅法施行令第1条第3号ニ 公営住宅法施行規則第8条 所得税法第2条第1項第28号及び第29号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅法第二条第二号の公営住宅の入居者又は同居者(以下この条において「公営住宅入居者等」という。)に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 7 号 ロ	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第34条及び第31条 公営住宅法施行令第1条第3号ニ 公営住宅法施行規則第8条 所得税法第2条第1項第28号及び第29号

②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 7 号 ハ	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第34条及び第31条 公営住宅法施行令第1条第3号 公営住宅法施行規則第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 7 号 ニ	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第34条、第31条 公営住宅法施行令第1条第3号イ、ロ及びハ 公営住宅法施行規則第8条 所得税法第2条第1項第33号、第33号の2、第34号及び第34号の4
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務7	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 8 号	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第34条第4項
②事務の内容	公営住宅法第二十九条第七項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務	倉敷市営都市計画住宅条例による明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 8 号 イ	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第34条第4項 公営住宅法施行令第1条第3号ニ 公営住宅法施行規則第8条 所得税法第2条第1項第28号及び第29号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅法第二条第二号の公営住宅の入居者又は同居者(以下この条において「公営住宅入居者等」という。)に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 8 号 ロ	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第34条第4項 公営住宅法施行令第1条第3号ニ 公営住宅法施行規則第8条 所得税法第2条第1項第28号及び第29号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 8 号 ニ	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第34条第4項 公営住宅法施行令第1条第3号イ、ロ及びハ 公営住宅法施行規則第8条 所得税法第2条第1項第33号、第33号の2、第34号及び第34号の4
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報

事務8

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 9 号	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第36条
②事務の内容	公営住宅法第三十条第一項のあっせん等に関する事務	倉敷市営都市計画住宅条例によるあっせん等に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 9 号 イ	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第36条及び第31条 公営住宅法施行令第1条第3号ニ 公営住宅法施行規則第8条 所得税法第2条第1項第28号及び第29号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅法第二条第二号の公営住宅の入居者又は同居者(以下この条において「公営住宅入居者等」という。)に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 9 号 ロ	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第36条及び第31条 公営住宅法施行令第1条第3号ニ 公営住宅法施行規則第8条 所得税法第2条第1項第28号及び第29号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 9 号 ハ	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第36条及び第31条 公営住宅法施行令第1条第3号 公営住宅法施行規則第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 9 号 ニ	倉敷市営都市計画住宅条例第20条 倉敷市営住宅条例第36条及び第31条 公営住宅法施行令第1条第3号イ、ロ及びハ 公営住宅法施行規則第8条 所得税法第2条第1項第33号、第33号の2、第34号及び第34号の4
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報

公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考